番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			松夕信山	☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆	西绍 洛田久石
			自	至	月数	指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
1	株式会社中村土木建設	東海市大田町松崎331番 地1	H28. 5. 27	H28. 9. 26	4ヶ月	株式会社中村土木建設は、平成21 年3月1日から平成27年11月9日まで の複数回にわたり、経営事項審査を 受けずに、その間に複数の公共工事 (建設業法施行令第27条の13に規定 する工事)の請負契約を締結してい た。このことが建設業法第27条の23 第1項に違反するとして、中部地方 整備局長は平成28年3月29日に同社 に対し営業停止命令を行った。	_	要領第4条第 1項(別表第3 -5)
2	瀧上工業株式会社	半田市神明町1-1	Н28. 10. 14	H29. 4. 13	6ヶ月	瀧上工業株式会社の東京支店長及び使用人が、国土交通省中部地方整備局の職員に対する贈賄容疑で平成28年9月30日に逮捕された。		要領第4条第 1項(別表第 2-2ア)

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			七夕信止の知由	☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆	亚绍汶田夕
留 万			自	至	月数	指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
3		名古屋市中区栄一丁目 20番31号	H28. 11. 25	H28. 12. 24	1ヶ月	株式会社トーエネックが元請とし内では で大きなでは、では、 で大いなのでは、 で大いなのでは、 で大いなのが発生した。 で大いなのが発生した。 で大いなが発生した。 で大いなが発生した。 ではいているが発生したがいたでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 ではいながでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	-	要領第4条第 1項(別表第 1-8)
4	開成工業株式会社	熊本県熊本市北区植木 町石川450-1	H28. 12. 9	Н29. 6. 8	6ヶ月	開成工業株式会社の元東北営業所 長(現広島営業所長)が、農林水産 省職員への贈賄容疑で平成28年11月 28日に逮捕されたことによる。	農林水産省 東北農政局	要領第4条第 1項(別表第 2-3)

亚日	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			化友房 儿 办理中	2/8 /7 7 	
番号			自	至	月数	指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
5		名古屋市名東区猪高台 1-1315	Н29. 3. 3	Н30. 3. 2	12ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	I	要領第4条第 1項(別表第 3-1)
6	日本電気株式会社 東海支社	名古屋市中区錦1-17-1	Н29. 3. 3	Н29. 9. 2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	ı	要領第4条第 1項(別表第 3-1)及び 第6条第3項
7	沖電気工業株式会 社 中部支社	名古屋市中区錦1-11-20	Н29. 3. 3	Н29. 9. 2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	П	要領第4条第 1項(別表第 3-1)及び 第6条第3項
8		名古屋市中区丸の内3- 21-25 清風ビル3F	Н29. 3. 3	Н29. 9. 2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	I	要領第4条第 1項(別表第 3-1)及び 第6条第3項
9	株式会社日立国際 電気 中部支社	名古屋市中区錦3-20-27	Н29. 3. 3	Н29. 9. 2	6ヶ月	全国の市町村等が発注した消防救急デジタル無線機器の納入に関し、独占禁止法第3条に違反したとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。	-	要領第4条第 1項(別表第 3-1)及び 第6条第3項

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			化タ位よの理由	△☆ ント トイイヤ 日日	西 海田久石
			自	至	月数	指名停止の理由	発注機関	要領適用条項
10	日本電気株式会社東海支社	名古屋市中区錦1-17-1	H29. 3. 17	Н30. 3. 16	12ヶ月	中部電力株式会社が発注した特定 ハイブリッド光通信装置及び特定伝 送路用装置の納入に関し、独占禁止 法第3条に違反したとして、平成29 年2月15日に公正取引委員会から排 除措置命令及び課徴金納付命令を受 けた。	I	要領第4条第 1項(別表第 3-1)、第 6条第2項第 2号及び同条 第3項
11	富士通株式会社東海支社	名古屋市中区錦1-10-1	H29. 3. 17	Н29. 9. 16	6ヶ月	中部電力株式会社が発注した特定 ハイブリッド光通信装置及び特定伝 送路用装置の納入に関し、独占禁止 法第3条に違反したとして、平成29 年2月15日に公正取引委員会から違 反事実の認定を受けた。	ı	要領第4条第 1項(別表第 3-1)及び 第6条第3項